

訪問系サービス (平成25年4月より、対象者に難病患者等も含む)

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (身体障害、知的障害、精神障害) ・障害支援区分1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者 (重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者) ・障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の視覚障害) <p>【身体介護なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同行援護アセスメント票の基準を満たす者 <p>【身体介護あり】</p> <p>上記に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあつては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (重度の知的障害、精神障害) ・以下のいずれにも該当 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者・障害児 (最重度の身体障害、知的障害、精神障害) ・障害支援区分6であり、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であつて以下のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態である者のうち、Ⅰ又はⅡ類型に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ類型 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(ALS、筋ジス等) Ⅱ類型 最重度の知的障害のある者(重症心身障害等) ・Ⅲ類型 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ 生活等に関する相談及び助言 ○ その他生活全般にわたる援助 	<p>居宅における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 <p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動中の介護 <p>※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。</p>	<p>外出時における</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

